

鳥取県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月14日

鳥取県議会議長 伊藤美都夫

鳥取県議会規則第1号

鳥取県議会会議規則の一部を改正する規則

鳥取県議会会議規則（昭和31年鳥取県会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表（第13条の2関係）					別表（第13条の2関係）				
名称	目的	構成員	招集権者	備考	名称	目的	構成員	招集権者	備考
略					略				
議会改革推進会議	議会の在り方及び当面の諸課題について協議又は調整を行う。	議長、副議長、各交渉団体から選出された議員各2名及び交渉団体に属さない議員から選出された議員2名	議長		議会改革推進会議	議会の在り方及び当面の諸課題について協議又は調整を行う。	議長、副議長、各交渉団体から選出された議員各2名及び交渉団体に属さない議員から選出された議員2名	議長	
広報委員会	議会が発行する広報紙の企画、編集及び校正について協議又は調整を行う。	副議長及び各会派に所属する議員の数を勘案して議長が指名した議員5名	委員長（委員会において委員長が選出されるまでの間においては、事務局長）						
略					略				

備考 改正部分は、太線で囲まれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。